

令和6年度 第1回 西宮市学校給食審議会

日 時：令和6年11月7日（木）午後1時～

場 所：西宮市教育委員会 JR西宮駅南庁舎5階 会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 委員及び事務局職員の紹介（資料1）

(2) 正副会長の選出

(3) 報告事項

令和5年度決算について（資料2～3）

(4) その他

ア. 令和5年度食物アレルギーに係る誤食及び誤配件数について（資料4）

イ. 令和5年度異物混入発生状況について（資料5）

ウ. 令和5年度学校給食事業場における公務災害事故発生状況について（資料6）

エ. 西宮市学校給食基本方針について（資料7）

オ. 消費者物価指数と学校給食基金・食材費の推移について（資料8）

カ. 給食費の滞納対策について（資料9）

3 その他連絡事項

4 閉 会

西宮市学校給食審議会委員名簿

【敬称略 五十音順（各区分）】

区 分	氏 名	所属・役職
学識経験者	上小城 伸幸	近畿大学経営学部 准教授
	脇本 景子	武庫川女子大学食物栄養科学部 准教授
学校長代表	秋山 陽子	西宮市立平木中学校長
	竹内 ひとみ	西宮市立広田小学校長
保護者代表	田中 由紀	西宮市PTA連合会
	南 幹子	西宮市PTA連合会
栄養教諭	下釜 麻衣子	西宮市立上甲子園小学校栄養教諭

(令和6年11月7日現在)

事務局名簿

氏名	所属・役職
藤井 和重	西宮市教育委員会事務局 教育次長
柏木 弘至	西宮市教育委員会事務局 参与
神田 裕行	西宮市教育委員会事務局 学校給食課長
佐々木 秀樹	西宮市教育委員会事務局 学校給食課 担当課長
辻 章宏	西宮市教育委員会事務局 学校給食課係長
奥山 辰樹	西宮市教育委員会事務局 学校給食課係長
青木 威	西宮市教育委員会事務局 学校給食課係長

令和5年度決算資料

(単位：円)

	令和5年度 予算現額	令和5年度 決算額	令和4年度 決算額	対4年度 増減額	対4年度 増減率(%)
一般会計歳出予算	208,534,852,000	197,599,264,674	200,591,167,420	-2,991,902,746	-1.5
教育委員会所管分歳出予算	21,871,544,000	20,052,676,425	22,105,986,339	-2,053,309,914	-9.3

調理員人件費

(単位：円)

	令和5年度 予算現額	令和5年度 決算額	令和4年度 決算額	対4年度 増減額	対4年度 増減率(%)	主な増減の理由
合 計	1,612,966,000	1,587,078,384	1,576,139,316	10,939,068	0.7	
正規調理員	557,178,000	554,819,587	569,015,784	-14,196,197	-2.5	職員数(65名→63名)の減
会計年度任用調理員	955,592,000	938,401,532	909,432,848	28,968,684	3.2	職員数(248名→250名)、報酬改定・期末手当の月数増
代替調理員	100,196,000	93,857,265	97,690,684	-3,833,419	-3.9	出勤回数の減

単位事業：給食管理運営事業

【歳入(特定財源)】

(単位：円)

	令和5年度 調定額	令和5年度 決算額	収入未済額	令和4年度 決算額	対4年度 増減額	対4年度 増減率(%)	備考
学校給食廃油売払収入	3,547,700	3,547,700	0	3,380,939	166,761	4.9	回収量の増
学校給食費基金運用利子	13,278	13,278	0	12,629	649	5.1	合同運用利子の増

【歳出】

(単位：円)

	令和5年度 予算現額	令和5年度 決算額	令和4年度 決算額	対4年度 増減額	対4年度 増減率(%)	主な増減の理由
合 計	202,428,000	193,789,724	165,186,787	28,602,937	17.3	
01 報酬	14,727,000	14,357,600	14,063,179	294,421	2.1	
03 職員手当等	5,325,000	5,324,850	4,929,925	394,925	8.0	
04 共済費	3,136,000	2,858,670	2,854,219	4,451	0.2	
07 報償費	180,000	177,179	98,000	79,179	80.8	委員・講師謝金の増
08 旅費	335,000	277,210	254,665	22,545	8.9	

【歳出】

(単位：円)

	令和5年度 予算現額	令和5年度 決算額	令和4年度 決算額	対4年度 増減額	対4年度 増減率(%)	主な増減の理由
1 0 需用費	18,781,000	17,997,249	16,146,800	1,850,449	11.5	
0 2 消耗品費	15,838,000	15,825,508	13,546,252	2,279,256	16.8	食器類購入費の増
0 4 燃料費	41,000	40,929	28,977	11,952	41.2	
0 5 食糧費	0	0	0	0		
0 6 印刷製本費	1,880,000	1,627,628	1,946,264	-318,636	-16.4	学校給食費納入額決定通知書印刷単価の減
0 7 電気使用料	758,000	418,863	511,937	-93,074	-18.2	
0 8 ガス使用料	34,000	15,043	15,202	-159	-1.0	
1 0 修繕料	230,000	69,278	98,168	-28,890	-29.4	
1 1 役務費	5,978,000	5,191,765	5,091,384	100,381	2.0	
0 1 電話使用料	946,000	842,631	798,286	44,345	5.6	
0 2 郵便料	3,522,000	3,180,349	3,306,853	-126,504	-3.8	
0 3 損害保険料	0	0	19,730	-19,730	-100.0	車検にかかる経費の減
0 5 手数料等	1,510,000	1,168,785	966,515	202,270	20.9	口座振替手数料の増
1 2 委託料	132,358,000	126,160,406	101,099,961	25,060,445	24.8	徴収・調達システムのサーバー等更新、給食室フード等清掃事業開始による増
1 3 使用料及び賃借料	5,248,000	5,239,981	6,214,486	-974,505	-15.7	徴収・調達システムのサーバー等賃借料の減
1 4 工事請負費	0	0	412,500	-412,500	-100.0	庁舎移転関係工事の終了による減
1 7 備品購入費	16,212,000	16,156,800	14,385,250	1,771,550	12.3	備品購入計画による増
1 8 負担金補助及び交付金	36,000	15,300	26,800	-11,500	-42.9	講習受講料等の減
2 2 償還金利子及び割引料	62,000	19,436	1,289	18,147	1,407.8	過年度給食費返還金の増
2 4 積立金	50,000	13,278	12,629	649	5.1	基金積立額の減
2 6 公課費	0	0	8,200	-8,200	-100.0	車検にかかる経費の減

単位事業：給食物資購入事業

【歳入（特定財源）】

(単位：円)

	令和5年度 調定額	令和5年度 決算額	収入未済額	令和4年度 決算額	対4年度 増減額	対4年度 増減率(%)	備考
現年度給食費負担金収入	1,856,932,332	1,849,482,821	7,449,511	1,015,196,461	834,286,360	82.2	令和4年度実施の学校給食費支援事業による減分の復元による増
(再掲) 小学校給食費負担金収入	1,163,220,957	1,159,005,203	4,215,754	588,360,288	570,644,915	97.0	
(再掲) 中学校給食費負担金収入	540,073,489	536,843,382	3,230,107	289,930,169	246,913,213	85.2	
(再掲) 特別支援学校給食費負担金収入	2,281,436	2,281,436	0	1,846,383	435,053	23.6	
(再掲) その他給食費負担金収入	151,356,450	151,352,800	3,650	135,059,621	16,293,179	12.1	
過年度給食費負担金収入	27,577,835	2,164,483	25,413,352	6,331,518	-4,167,035	-65.8	令和4年度実施の学校給食費支援事業による減
学校給食費基金繰入金	13,641,086	13,641,086	0	5,115,723	8,525,363	166.7	収支差額補填のための基金取崩による増

【歳出】

(単位：円)

	令和5年度 予算現額	令和5年度 決算額	令和4年度 決算額	対4年度 増減額	対4年度 増減率(%)	主な増減の理由
合 計	2,113,855,000	2,057,475,793	1,896,910,276	160,565,517	8.5	
1 0 需用費	2,014,195,000	1,957,815,793	1,802,640,276	155,175,517	8.6	
0 5 食糧費	2,014,195,000	1,957,815,793	1,802,640,276	155,175,517	8.6	給食食材価格の高騰による増
1 2 委託料	99,660,000	99,660,000	94,270,000	5,390,000	5.7	労務単価、燃料光熱費の上昇による増

単位事業：給食施設設備整備事業

(単位：円)

	令和5年度 予算現額	令和5年度 決算額	令和4年度 決算額	対4年度 増減額	対4年度 増減率(%)	主な増減の理由
合 計	215,135,000	131,998,373	93,057,140	38,941,233	41.8	
1 2 委託料	7,403,000	6,001,600	3,907,860	2,093,740	53.6	設計委託実施による増
1 4 工事請負費	150,394,000	69,043,428	64,406,430	4,636,998	7.2	
1 7 備品購入費	57,338,000	56,953,345	24,742,850	32,210,495	130.2	先送りしていた備品更新を進めたことによる増

1. 学校給食費収入状況

【令和5年度分 学校給食費】

(単位：千円・件・%)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額		収入未済額				収入率	前年度 収入率	
			件数 ※2	金額	件数 ※3	人数	未済者率 ※4	金額			
小学校	現年度分	1,163,220	1,159,005	0	0	559	215	0.8%	4,215	99.6%	99.8%
	滞納繰越分	13,976	966	0	0	1,826	—	—	13,010	6.9%	20.1%
中学校	現年度分	540,073	536,843	0	0	379	138	1.3%	3,230	99.4%	99.6%
	滞納繰越分	13,601	1,197	0	0	1,537	—	—	12,404	8.8%	19.6%
特別支援 学校	現年度分	2,281	2,281	0	0	0	0	—	0	100.0%	100.0%
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	—	—	0	—	—
その他 ※1	現年度分	151,356	151,352	0	0	2	2	0.1%	3	100.0%	100.0%
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	—	—	0	—	100.0%
計	現年度分	1,856,930	1,849,481	0	0	940	355	0.9%	7,448	99.6%	99.8%
	滞納繰越分	27,577	2,163	0	0	3,363	665	—	25,414	7.8%	19.9%

※1 教職員、臨時講師、実習生、調理員、試食会等

※2 年度毎の滞納人数の合計を表示しています。

※3 1期(2ヶ月分。ただし、6月、7～9月でそれぞれ1期)を1件として表示しています。

※4 未済者率・・・「人数 ÷ 令和5年度教育要覧記載の各人数」の値

(小学校・義務教育学校前期課程25,863人 中学校・義務教育学校後期課程10,888人 特別支援61人
その他2,305人 計39,117人)

※5 数値に関しては、原則千円単位以下を切捨てしており、差引等の合計額が合わない場合があります。収入率は小数点第2位で四捨五入しています。

2. 学校給食費基金運用状況

【令和5年度 運用状況】

(単位：円)

処理	内容	金額	残高
残高	令和4年度末基金残高		164,979,197
積立	基金利子(上半期)	5,232	164,984,429
積立	基金利子(下半期)	8,046	164,992,475
取崩	過年度給食費返還金	△ 638	164,991,837
取崩	令和5年度収支差額補填	△ 13,640,448	151,351,389

【令和5年度 収支差額等】

(単位：円)

名称	金額	名称	金額
給食費負担金収入	1,849,482,821	物資購入費(食糧費)	1,957,815,793
過年度 給食費負担金収入	2,164,483	物資配送費等(委託料)	99,660,000
学校設備の不具合にかかる給食停止損害額補填等	449,646		
新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金(物資高騰)	46,530,922		
新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金(保護者負担軽減)	144,200,163		
新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金(出席停止等)	1,007,310		
計	2,043,835,345	計	2,057,475,793
	収支差額等(令和4年度取崩)		△ 13,640,448

令和5年度 学校給食における食物アレルギーに係る誤食及び誤配件数

(単位:件)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	小計	合計
小学校	4	0	2	2	5	1	14	18
中学校	2	0	2				4	

事故原因	
1	交流学級で配膳し受け取ってから支援学級へ移動して喫食している児童。各々の教室での朝の会や喫食前のアレルギー献立チェック表が未確認の為、誤配・誤食した。症状は非出現。
2	アレルギー献立チェック表の確認を担当のみで実施。児童との確認を怠り、誤配・誤食した。児童から頭がくららするという症状の訴えがあり、保護者に確認後に所持していた内服薬を服用。保健室で待機し、保護者と下校。
3	家庭及び学校でもアレルギー献立チェック表の確認をしていたが、チェックの間違い(本来ならば代替弁当持参の対応であるはずが、除去食対応になっていた。)に気が付かなかった。除去食に別のアレルゲンがあり誤食。症状は、非出現。
4	担任が、別の対応で不在時にとらいうのウイークの中学生と児童で配膳し、誤配。児童は、自分で気が付き返却したが、担任に伝えていなかった。下校後に保護者から連絡があり発覚した。
5	アレルギー献立チェック表の食材名欄の記載はあっていたが、献立名の記載の間違いに保護者も学校側も見落としていた。朝の会では周知していたため、別の児童が喫食中に気が付き誤食が発覚。本人は、家で食べていたので学校では食べていけないという認識がなく気が付かなかった。症状は、非出現。
6	アレルギー献立チェック表の食材名欄は、×:食べられないと記載していたが、献立名欄記載を●:アレルゲンが含まれるが食べてもよいと記載していた。学校側も記載間違いに気が付かなかったため、誤食。児童から担任に口の周りに違和感があると症状の訴えがあり、喫食をやめさせお茶を飲ませた。他の症状の出現はなく、保健室で待機後に保護者と下校。
7	朝の会でアレルギー献立チェック表の確認をしていたが、児童が除去食を取りに行くのを忘れていた。除去食を取りに行き、戻ってきた時には児童の机の上に配膳されていた。
8	児童が、除去食を取りに来ないので、栄養教諭が教室へ向かい確認したところ、誤配されていた。家庭や朝の会でもアレルギー献立表の確認ができていなかった。
9	教室に掲示しているアレルギー献立チェック表を誤って前月の分を見て児童と確認していた為、誤配。児童も家では食べている献立だったので気が付かなかった。担任が、喫食前にお代わりの分を先に配食しようとしたところ、給食室からのアレルギー誤食防止カード(配りませんカード)で誤配に気が付いた。
10	家から代替弁当を持参する予定だったが、持参を忘れていた。音楽会の児童鑑賞日で、朝の会、喫食前の確認ができていなかった為、誤配・誤食。担任が、気が付き食べるのを中止させて、口をすすぐうがいさせる。保健室で待機し、保護者と下校。症状は、非出現。
11	家から代替弁当を持参する予定だったが、忘れていたため、誤配・誤食した。本児が、おかしいと気づいて担任に報告。すぐにうがいと水を飲ませ保健室で経過観察をした。(朝と就寝前に家で服薬している。)症状は、非出現。保護者と下校。
12	担任と朝のチェックはしていたが、喫食前のアレルギー献立表のチェックができていなかった。家から代替弁当を持参していたが、机の上に置いていなかったため、誤配。
13	家庭と学校でのアレルギーチェック表の確認ができていなかった。除去食を取りに来ない為、栄養教諭が確認しに教室へ行ったところ、生徒の机の上に配膳されていた。
14	家から代替弁当持参の予定だったが、忘れていた。アレルゲンの名称が入った献立名であったが、朝学活と喫食前のアレルギー献立チェック表が未確認の為、誤配・誤食。喫食後に喉の痒み、唇の浮腫、倦怠感があり、急変時は救急搬送をすることを保護者に確認をとり、保健室で待機。保護者と下校後に病院受診(内服薬の服用あり)。
15	朝学活で、アレルギー献立チェック表の確認をしていた。配膳時に生徒が、隣の教室へ行っていた為、気が付かなかった。栄養教諭が、アレルギーの確認の為に喫食前に教室へ行ったところ、配膳されていた。
16	名前入りの透明フォルダにアレルギー献立チェック表を入れて教室に掲示していたが、別の児童のものを入れて、チェックしていた為、誤食。症状がでた為、児童から担任に伝える。口周囲の腫れや喉の痒み、下唇内側の水泡(2箇所)を養護教諭が確認し、保護者に連絡し経過観察。その後保護者と下校。
17	児童が、除去食を取りに来ないので、栄養教諭が教室へ向かい確認したところ誤配されていた。家庭や朝の会でもアレルギー献立表の確認ができていなかった。
18	児童の除去食は準備されていたが、担任がアレルギーをもつ児童を先に配膳することを失念していた為、児童に提供する前に使用していたトングがアレルゲンの献立に付着したのではないかと給食終了後に担任が声をかけたところ、児童が訴える。症状は、風邪ではなかったが咳がでていた。服薬後に保健室で安静にし、保護者に迎えに来てもらった。

資料5

○令和5年度異物混入発生状況について

(単位：件)

表1 食材に起因すると考えられるもの		
食材	異物	件数
パン	髪の毛、虫、金属片、 その他	8
ご飯	髪の毛、虫、その他	5
肉 加工食品 デザート	ビニール片、 プラスチック片、髪の毛、 木片、その他	18
合 計		31

(単位：件)

表2 調理中などに混入したと考えられるもの	
異物	件数
虫	8
ビニール片	18
髪の毛	5
金属片	2
たわしの毛	3
その他	6
合 計	42

学校給食事業場における公務災害事故発生件数及び事故状況（令和5年度）

No.	種別	傷病名	休業	状況
1	切創	左手 親指切創	16	玉ねぎの芯とり作業の際、左手親指に右手で持っていた包丁の刃が当たり、指先を切った。
2	外傷	ひだり 角膜 アルカリ外傷	7	ピューラックスの補充のため、容器を開けたところ液がはねて左眼に入ってしまった。
3	挫創	左小指 挫創	14	人参の頭と下の部分を切り落とす作業中、包丁が左手小指にあたった。
4	熱傷	右手熱傷	30	カレールウの加熱中、右手でゴムべらを持ち、釜の内側に付着しているルウをそぎ取っていた際、ルウが飛び散り右手の人差し指・中指・薬指にかかった。
5	切創	左手薬指 切創	-	ごぼうを2本裁断機に入れた際、刃のところまで左手の薬指が入った。
6	切創	左手中指 切創	-	スライサーに人参が引っかかっていたため取り除こうしたが、左手中指をスライサーの開口部に打ちつけた。
7	熱傷	右手掌 熱傷	-	釜の横に立てていた揚げ網が何かの拍子にかたむいて釜に接触。金属の持ち手まで加熱されており、それに気づかず握ってしまった。
8	切創	左手小指 切創	10	人参を左手でおさえて、右手の包丁でヘタとしっぽを切り落とす作業をしていた際、人参も手も濡れていてすべり、左手小指を切った。
9	切創	右手示指 切創	-	使用済油を台車の上にある一斗缶へ戻そうとした際、缶を引き寄せるために缶の切り口に右手の示指を入れ切った。
10	切創	左手第3指 切創	-	移動調理台の上で、スライサーに通す前にキャベツに切り込みを入れていた際に、包丁がすべりキャベツをおさえていた方の左手の中指を切った。
11	切創	左手親指 切創	-	玉ねぎの芯とり作業の際、右手で持っていたペティナイフの刃が左手親指に当たり、指先を切った。
12	切創	左手小指 切創	-	調味料を量る食缶にレトルトカレーをうつし、それを釜に入れるときに劣化していた食缶の裏のふちに添えていた左手小指を切創したものの。
13	靭帯 損傷	左手 小指・環指 靭帯損傷	-	全ての食器を熱風庫に片付け、扉を閉める際に付近にあった台車と扉の間に左手を挟んでしまったもの。
14	切創	右手人差し指 切創	-	スライサーでの野菜裁断中、プレートの刃に詰まった野菜を取り除こうと、刃を出したまま水で流そうとした際に手がすべり、右手人差し指がプレートの刃の間にはさまり、切創した。

西宮市学校給食基本方針

平成 29 年（2017 年） 3 月 1 日
[平成 29 年（2017 年） 11 月 1 日一部改正]

西宮市教育委員会

目 次

はじめに	1
I 給食内容の充実と食に関する教育	2
1 給食内容	2
2 統一献立・一括購入	2
3 選択給食の充実	2
4 給食残量への取り組み	2
5 食物アレルギーへの対応	3
6 栄養教諭等の配置	3
7 食に関する指導	3
II 安全・衛生管理、食育環境	4
1 調理作業における安全・衛生管理	4
2 施設設備の整備	4
3 ランチルームの整備・有効活用	4
III 効率的な運営	5
1 調理業務体制の見直し	5
2 給食費の受益者負担と滞納整理	5
3 米飯用食器洗浄と米飯の自校炊飯について	5

はじめに

西宮市学校給食基本方針が平成 14 年 9 月 10 日に策定されてから 10 年以上を経過した。社会経済情勢のめまぐるしい変化に伴い、西宮市の学校給食を取り巻く状況が大きく変化してきたことから、西宮市教育委員会は、平成 26 年 5 月 29 日に学識経験者、関係機関行政職員及び保護者代表で構成する西宮市学校給食審議会へ学校給食基本方針の見直しについて諮問を行った。

西宮市学校給食審議会は、以降 6 回にわたり、「給食内容の充実」を始めとする諸課題について、様々な観点から慎重に検討を重ねられ、平成 27 年 7 月 23 日に西宮市学校給食審議会答申を行った。

この度、西宮市学校給食審議会答申の主旨を踏まえ、よりよい西宮市の学校給食の実現にむけて、次のとおり本市における学校給食に関する基本方針を改定するものとする。

平成 29 年 3 月 1 日

I 給食内容の充実と食に関する教育

1 給食内容

- (1) 平成 21 年度から取り組んでいる地産地消については、西宮市食育・食の安全推進計画に基づき、引き続き多角的な視点をもって、西宮産の農作物を中心に進めていくとともに、兵庫県産の農作物についても安定的に購入できる仕組みづくりを図る。
- (2) 米飯給食の実施回数については、献立の工夫等により、週 3 回以上を目指すとともに、日本型食生活の推進を図る。

2 統一献立・一括購入

- (1) ブロック別統一献立¹及び市での食材一括購入は、生産者の把握が容易になるほか、学校での食材購入業務が不要なことから学校負担の軽減にも繋がっており、また、食材に起因する全市的な食中毒への防止策としても効果があるため今後も継続する。
- (2) 安全で良質な食材を調達するため、西宮市学校給食物資評価委員会が今後も継続して価格のほか、原材料などの安全面、食味、形状等を食材のサンプルにより総合評価を行う。

3 選択給食の充実

- (1) 選択給食は、子供が自身の健康にとって望ましい食品を楽しみながら選ぶことで、食への興味・関心を高めさせ、自己管理能力を育成するなど食育を推進する上で重要な役割がある。なかでも、当日に、それぞれ半数ずつ配膳されるおかずやデザートから 1 品を選ぶセレクト給食については、譲り合いの精神が育まれる効果も認められるため、今後もその主旨や指導方法の周知を徹底し充実を図る。
- (2) 中学校給食への選択給食導入については、他自治体の実施例を調査し、学校現場との調整を図りながら検討を進める。

4 給食残量への取り組み

- (1) 給食残量は、給食指導の充実、児童会・生徒会活動が中心となり子供同士による意識高揚を意図的に図ることにより、ほぼゼロに近い結果が出ているが、野菜の多い和風献立については、一部残量があるため、味付け、使用食材を検討するなど献立の工夫を図る。
- (2) 引き続き、給食指導等により、児童生徒の食への感謝の気持ちを育むとともに、献立表や食育フェアを通して家庭へも食の大切さ等について啓発していく。

¹ 全市的な食中毒拡大防止のため、小学校 A ブロック 10 校、小学校 B ブロック 31 校、中学校 20 校の 3 ブロック制とし、ブロック別統一献立としている。なお、特別支援学校は独自献立。

5 食物アレルギーへの対応

- (1) 除去食対応は、安全性が最優先されることを前提にリスクマネジメントの観点からもシンプルな対応が重要であり、その範囲は、卵の調理最終段階（うずら卵含む）の除去及びマヨネーズ除去とし、全校統一とする。また、現状より除去食対応の種類が減る児童生徒の保護者へは、安全性を最優先したことによる統一について理解を求め、場合によっては、一定期間の経過措置を設けることとする。
- (2) 除去食対応以外では、現在実施している、脱脂粉乳抜きのパンやフライもので使用する衣のつなぎに卵を使用しないことなど、主なアレルゲンを使用しないことで1人でも多くの児童生徒が給食を食べることができるよう、既存の献立も含め、研究及び検討を進める。

6 栄養教諭等の配置

- (1) 栄養教諭・学校栄養職員（以下、栄養教諭等という。）の全校配置については、給食指導、食育の推進、食物アレルギー対応等、より一層、児童生徒の健康と安全を守るためにも配置拡大について、引き続き国・県へ強く要望していく。
- (2) 国・県による栄養教諭の配置が進まない場合は、前項に述べた必要性から、市費職員による栄養士の配置に取り組んでいく。

7 食に関する指導

- (1) 児童生徒の食生活の実態を把握するとともに、研究授業などにより教員の資質向上を図り、適切な食育指導を継続する。
- (2) 栄養教諭等未配置校にあっては、教育委員会からの積極的な食育に関する情報提供に努めるとともに、栄養教諭等による未配置校への指導がしやすくなる環境づくりに取り組む。
- (3) 学校保健委員会や教育連携協議会などを積極的に活用し、地域・家庭との一層の連携を図る。

Ⅱ 安全・衛生管理、食育環境

1 調理作業における安全・衛生管理

- (1) ドライシステム²を導入していない給食室については、引き続き給食室の床を水で濡らさない等のドライ運用を始めとする衛生管理の徹底を図る。
- (2) 調理過程での異物混入については、異物混入防止対策マニュアルを遵守するとともに、研修等を通じて防止の徹底を図る。また、食材製造業者による異物混入については、改善策等の提出を求めるとともに、事業所の査察、改善策の履行状況確認を行い、異物混入が続く場合は、指名停止などの措置を厳正に行う。

2 施設設備の整備

- (1) 給食室改築時には衛生管理面でより優れているドライシステムを導入する。
- (2) 引き続き、安全で安心した給食を実施するため、老朽化した施設設備の整備を行い、衛生管理を強化する。また、空調設備のない給食室については、年次的に空調を整備する。

3 ランチルームの整備・有効活用

- (1) ランチルームは、校舎の増改築時に整備を進めることとし、増改築の予定がない学校についても、児童生徒数の増減を勘案しながら整備を進める。
- (2) ランチルームのある学校については、有効活用ができるよう、異学年交流や地域との交流給食等の活用事例について情報提供を行う。

²床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用し、床が乾いた状態で作業するシステム。

Ⅲ 効率的な運営

1 調理業務体制の見直し

- (1) 調理業務体制については、チーフ調理員を含め、非正規調理員の活用などにより引続き直営体制を継続していく。

2 給食費の受益者負担と滞納整理

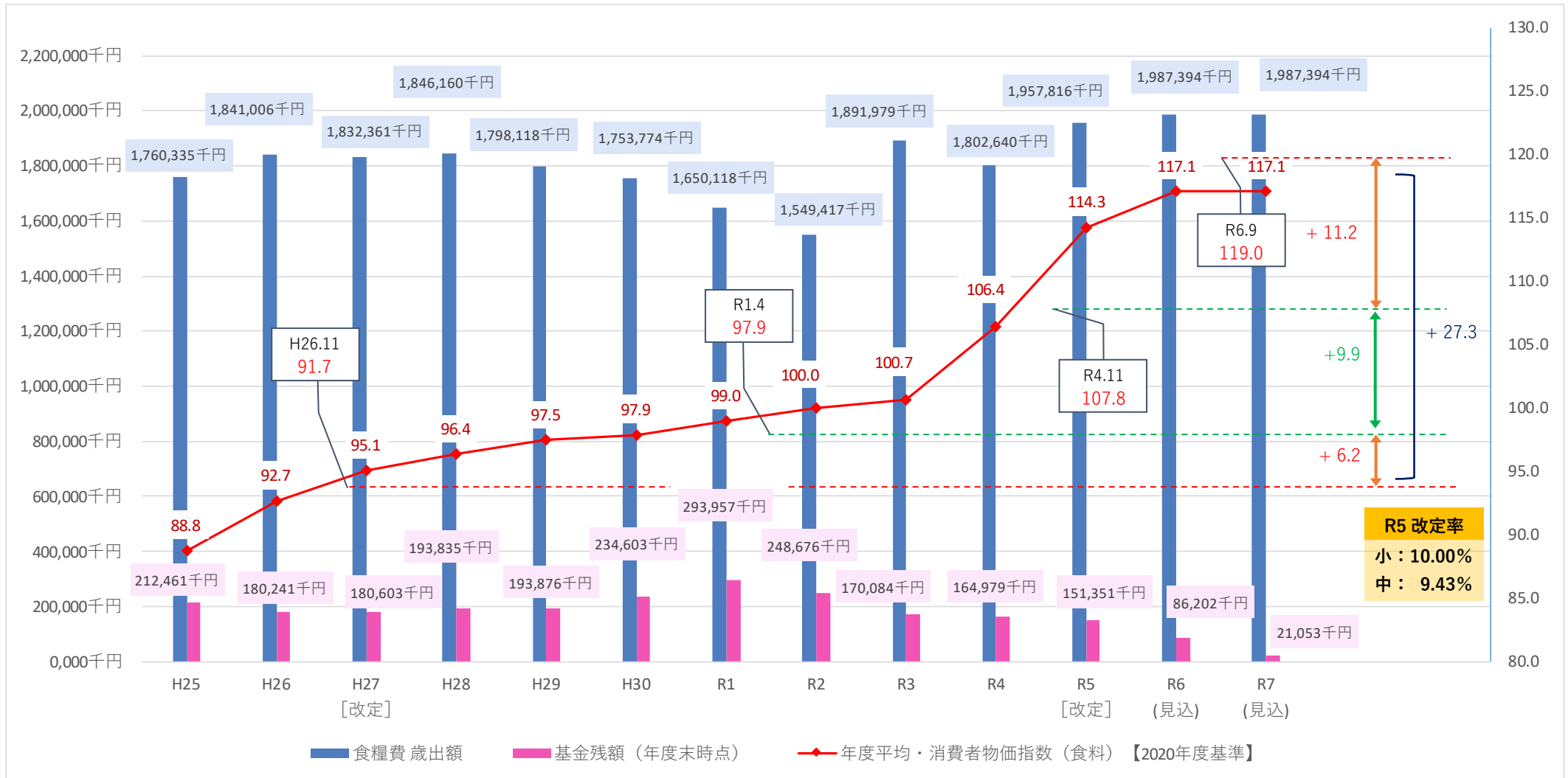
- (1) 現在、市で負担している光熱水費については、受益者負担の観点からも、その一部を給食費に含め、削減された経費で献立の充実や衛生管理の強化を図る検討を進める。
- (2) 給食費の滞納整理については、給食費負担の公平性の観点からも、事情を見極めた上で、法的措置を視野に入れ滞納整理に努める。ただし、給食費が私債権³であることから、自力回収が困難な場合は、弁護士を活用した滞納整理についても研究を行う。また、効率的に滞納整理を進めるため、教育委員会が所管する債権の一元管理についての研究に取り組む。

3 米飯用食器洗浄と米飯の自校炊飯について

- (1) 現在、委託している米飯食器洗浄業務については、給食室の新改築時に食器消毒保管庫を増設するスペースを確保できた学校及び現状でも実施可能な学校または給食室のレイアウトを工夫することで当該スペースを確保できる学校から自校での洗浄に変更を行う。
- (2) 米飯の自校炊飯については、炊飯加工賃及び配送費が節減できる反面、炊飯器等の給食機器整備及び調理員の追加配置の他、給食室の拡張が必要となるため、費用対効果の点から引き続き委託での炊飯とする。

³ 契約等、当事者間の合意に基づいて発生する債権。民事訴訟法、民事執行法の適用を受けて、裁判所を通じて判決等により債権と債務の関係の確定（債務名義）をした上で差押の執行を行う。

消費者物価指数と学校給食基金・食材費の推移



学校給食費等滞納解消相談等業務フロー図

